

議会第 1 号

ガザ地区における戦闘休止及び人質の即時解放に向けた取組の継続を求める意見書

政府及び関係行政庁に対し、地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 2 月 21 日

提出者 塩尻市議会議会運営委員長
委員長 中 野 重 則

ガザ地区における戦闘休止及び人質の即時解放に向けた取組の継続を求める意見書

令和５年１０月、パレスチナ武装勢力ハマス等のイスラエル領内への越境攻撃によって、一般市民が犠牲となるとともに人質として拘束されたことを受け、イスラエル軍が、自国及び自国民の安全確保のためにハマスが事実上掌握するガザ地区に対して空爆や地上作戦を行う中、ハマスとの戦闘において一般市民にも犠牲が生じている。

国連においては、１０月２７日に国連総会が人道回廊の設置や人道的休戦などを求める決議を、１１月１５日に国連安全保障理事会が特に子どもたちの人道危機に深い懸念を示した上で戦闘の人道的休止などを求める決議を、１２月１２日に国連総会が即時の人道的停戦と人質の即時かつ無条件解放などを求める決議を、１２月２２日に国連安全保障理事会が人道支援の拡大と監視に関する決議をそれぞれ採択しており、一般市民の危機的状況を改善しなければならないとの国際社会の意思が表明されたところである。

しかしながら、現在も生命の危機にさらされ続けている人々の状況は極めて深刻であり、国際人道法のいかなる場合においても生命と尊厳を守るべきとの理念を尊重し、この戦闘により一般市民が直面している危機的な人道状況を改善し、事態の早期沈静化を図ることが求められている。

よって、本市議会は、国会及び政府において、国際社会の一員として恒久的世界平和を求める立場から、関係国・国際機関と連携しつつ、全ての当事者に対し採択された決議に基づく誠実な行動や国際人道法の遵守を求めるなど、あらゆる外交努力を尽くし、ガザ地区における戦闘休止及び人質の即時解放に向けた取組を継続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

塩 尻 市 議 会